

○阿久根市番所丘公園管理規則

平成 2 年 6 月 29 日

規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阿久根市都市公園条例（昭和 32 年阿久根市条例第 1 号。以下「条例」という。）及び阿久根市都市公園条例施行規則（昭和 52 年阿久根市規則第 8 号）に定めるもののほか、条例別表第 1 に規定する番所丘公園に係る有料公園施設（以下「有料公園施設」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第 2 条 有料公園施設の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日に当たる場合は、その日の翌日）ただし、7 月 20 日から 8 月 31 日までは除く。

(2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

(使用時間)

第 3 条 有料公園施設の使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで

(2) 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

(使用手続)

第 4 条 有料公園施設（電気自動車を除く。）を使用しようとする者は、使用券を購入し、使用の際係員に提出しなければならない。

(使用の禁止又は制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の使用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、附属設備、器具その他工作物を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 有料公園施設の使用に危険があると認めるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があると認めるとき。

(秩序の維持)

第 6 条 使用者は、係員の指示に従い、場内の秩序の維持に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、有料公園施設の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年7月20日から施行する。

附 則（平成4年6月規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年1月規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。